

公 示 送 達

下記に記載する者に係る書類は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達できないものであることから、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公示します。

なお、この書類は西郷村役場に保管してあるので受領して下さい。

西 郷 村 長 高 橋 廣 志



記

氏 名	書類の種類	郵送日
足立 靖孝	令和8年度 村民税・県民税・森林環境税 普通徴収税額の変更通知書	令和 8 年 8 月 1 0 日

書類を受領しない場合、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を開始した日から起算して 7 日を経過したときは、送達があったものとみなされます。

以上